

平成23年4月7日

保護者各位

幸田町立幸田中学校長 権田 幹夫

## 暴風警報が発令された場合の登下校について

### 1 学校へ来る前に、名古屋地方気象台から「暴風警報」が発令されていたら、どうするか。

- (1) 学校の始業時刻（午前8時20分）の2時間前（午前6時20分）に「暴風警報」が解除されたときは、平常どおり授業があります。ただし、この場合、通学路の安全を確かめてから、学校へ出してください。途中で危険があると思われる場合は、学校へ連絡してください。
- (2) 午前6時20分から午前11時00分までの間に、「暴風警報」が解除された場合は、解除されてから2時間後に授業を始めます。
- (3) 午前11時00分になっても「暴風警報」が解除されないとき、又は午前11時00分以降に解除されたときは、その日の授業はありません。したがって、家庭で安全に生活させてください。

### 2 学校へ来てから、名古屋地方気象台から「暴風警報」が発表されたらどうするか。

- (1) 学校では下校途中の安全を確かめたくて、すぐに集団下校をさせます。一人だけになるような場合は、家庭へ連絡をして一人だけで帰すことのないようにします。
- (2) 帰る途中が危険だと思われるときは、学校に留め、安全になってから帰すようにします。

### 3 名古屋地方気象台から「大雨警報」が発表されたらどうするか。

- (1) 原則として、登校し平常の授業を行います。登校の際、通学路の安全を確かめてください。
- (2) 局地的に大雨に見舞われていたり、災害の恐れがあるような場合は、直ちに学校へ連絡して、学校の指示に従ってください。

### 4 備 考

- (1) 気象予報では、愛知県を東部と西部に地域細分しています。幸田町は「西部」、また「西部」の中の「西三河南部」に該当します。ただし、警報・注意報は、平成22年5月27日から市町村単位で発表されるようになりました。
- (2) 生徒手帳にも記載してあります。「P19 台風時における登校・避難のし方」